

福岡県公報

平成十七年六月二十四日
第二千四百四号
増刊 ①

平成十七年六月二十四日

福岡県教育委員会

県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令
第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

目次

告示(第十二百六十号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定

の一部改正

(財政課)

教育委員会

○県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁高校教育課)

福岡県告示第十二百六十号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定(昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する

平成十七年六月二十四日

次の一号を加える。

福岡県知事 麻生 渡

44 保健所設置市産廃対策交付金

福岡県教育委員会訓令第三号

各県立学校

。 県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める

高等学校	五泊六日以内
中学校及び中等教育学校前期課程	三泊四日以内
高等学校及び中等教育学校後期課程	五泊六日以内

高等学校 五泊六日以内

中学校、高等学校及び中等教育学校

三泊四日以内

高等学校 五泊六日以内

に

を

改める。

第五条中「下まわって」を「下回って」に改め、同条の表中

高等学校

三泊四日以内

に

を

改める。

中学校、高等学校及び中等教育学校

三泊四日以内

高等学校 三泊四日以内

に

を

に

附則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の規定は、同日以後に出発する旅行から適用する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目六番
弘文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)